

帰還困難区域（浪江町）に居住していた被相続人（申立人らのうち1名が相続）について、当該地域で育ち、原発事故当時の居住期間が約70年にわたっていたこと、林業を生業とし、長年にわたって地域に根ざした事業を営んでいたこと等を考慮して、生活基盤喪失による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額700万円）の増額分として100万円の賠償が認められるなどした事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）において、申立人X1及び申立人X2（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 表明及び保証

申立人は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- 1 亡A（以下「被相続人」という。）が令和3年5月〇日死亡し、申立人X2が、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと。
- 2 申立人の知る限り、申立人、申立外B、申立外C及び申立外Dが、被相続人の全相続人であること

第2 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

1. 被相続人の相続分

(1) 過酷避難状況による精神的損害（中間指針第五次追補第2の1）

【期 間】自 平成23年3月11日 至 平成23年9月10日

金300,000円

(2) 日常生活阻害慰謝料（中間指針第五次追補第2の2）

【期 間】自 平成29年6月1日 至 平成30年3月31日

金1,000,000円

(3) 生活基盤喪失による精神的損害の増額（中間指針第五次追補第2の2、同備考10）

金1,000,000円

(4) 日常生活阻害慰謝料の増額（中間指針第五次追補第2の4⑥）

【期 間】自 平成29年6月1日 至 平成30年3月31日

金300,000円

(5) 自主的避難等に係る損害（中間指針第五次追補第3）

【期 間】自 平成23年4月23日 至 平成23年12月31日

金200,000円

2. 申立人X1分

日常生活阻害慰謝料の増額（中間指針第五次追補第2の4⑥）

【期間】自 平成29年6月1日 至 平成30年3月31日

金300,000円

第3 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）に対する和解金として、合計金310万円の支払義務があることを認める。

第4 支払方法

（省略）

第5 清算

申立人と被申立人は、第2項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年6月19日

（仲介委員 小堀 眞史）